

## 逗子市地域公共交通活性化協議会条例

逗子市条例第23号

令和6年12月17日

### (趣旨)

第1条 この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、逗子市地域公共交通活性化協議会（以下「交通協議会」という。）を設置し、交通協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 交通協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の公共交通施策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通協議会の運営方法その他の交通協議会が必要と認める事項

### (組織等)

第3条 交通協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 神奈川県逗子警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験者

(9) その他市長が必要があると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 交通協議会に会長及び座長を置く。

2 会長は、市長とし、会務を総理し、交通協議会を代表する。

3 座長は、会長が指名し、交通協議会の議長となる。

(会議)

第5条 交通協議会の会議は、会長が招集する。

2 交通協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 交通協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会の設置)

第6条 交通協議会は、円滑な協議を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成は、会長が必要に応じてその都度定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通協議会の庶務は、環境都市課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第

6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第61号を第62号とし、第60号の次に次の1号を加える。

(61) 地域公共交通活性化協議会委員

第2条第1項中「第60号」を「第61号」に改め、同条第2項中「前条第61号」を「前条第62号」に改める。

第4条第1項中「旅行したときは」を「旅行する場合において、任命権者が必要があると認めるときは」に、「支給する」を「支給することができる」に改める。

別表第1中「及び第58号」を「、第58号及び第61号」に改める。